

平成30年 5月8日
中部地方整備局
豊橋河川事務所

家下川を美しくする会が「みどりの愛護」功労者で表彰されます ～第29回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰受賞団体が決定～

豊橋河川事務所が管理している矢作川の岡崎市内の河川敷では、「河川協力団体」に指定されている「家下川を美しくする会」の皆様が河川敷の清掃・除草・竹木の伐採等を行い矢作川の環境整備に貢献されています。

このたび、その功績がたたえられて第29回「みどりの愛護」功労者国土交通大臣表彰の受賞団体として感謝状が授与されることになりましたのでお知らせします。

1. 表彰日 平成30年5月26日(土)
2. 会場 滋賀県立長浜ドーム（滋賀県長浜市）
3. 別添資料 「河川協力団体制度」及び「家下川を美しくする会」について
4. 配布先 岡崎市政記者会、岡崎新聞記者会

【問い合わせ先】 中部地方整備局 豊橋河川事務所
〒441-8149 豊橋市中野町字平西1-6
TEL:0532-48-2111 FAX:0532-48-8100
副所長 角田 隆司
管理課長 竹内 博之

河川協力団体制度の概要

■河川協力団体制度とは？

- ◆ 河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



- ◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると

◆許可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等※について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ※ ・工事等の実施の承認（河川法第20条）
- ・土地の占用の許可（河川法第24条）
- ・土石以外の河川産出物の採取の許可（河川法第25条後段）
- ・工作物の新築等の許可（河川法第26条第1項）
- ・土地の掘削等の許可（河川法第27条第1項）
- ・権利の譲渡の承認（河川法第34条第1項（第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。））

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例（太田川）



市民団体による活動拠点の整備事例（佐波川）

『家下川を美しくする会』は、平成27年1月15日に河川協力団体の指定を受けており、矢作川河川敷における竹林の伐採や歩け歩け大会といった行事を通じて、矢作川の環境整備及び河川に対する美化意識の啓発に貢献されています。



竹林の伐採の様子



河川敷での行事の様子